

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文

目次

| | |
|---|-----|
| ○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（第一条関係） | 1 |
| ○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（第三条関係） | 3 |
| ○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五五号）（第四条関係） | 5 |
| ○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第四条関係） | 6 |
| ○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第五条関係） | 7 |
| ○ 企業担保法（昭和三十三年法律第六六号）（第六条関係） | 9 |
| ○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第七条関係） | 10 |
| ○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（第八条関係） | 12 |
| ○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第九条関係） | 15 |
| ○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第十条関係） | 23 |
| ○ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（第十一条関係） | 29 |
| ○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（第十二条関係） | 37 |
| ○ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（第十三条関係） | 39 |
| ○ 保険業法（平成七年法律第五五号）（第十四条関係） | 40 |
| ○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第十五条関係） | 44 |
| ○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）（第十六条関係） | 47 |
| ○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）（第十八条関係） | 90 |
| ○ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第十九条関係） | 93 |
| ○ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（第二十一条関係） | 97 |
| ○ 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（第二十三条関係） | 100 |

| | | |
|---|---|-----|
| ○ | 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（第二十五条関係） | 105 |
| ○ | 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（第二十六条関係） | 112 |
| ○ | 会社法（平成十七年法律第八十六号）（第二十七条関係） | 115 |
| ○ | 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（第二十九条関係） | 118 |
| ○ | 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）（第三十条関係） | 130 |
| ○ | 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第三十一条関係） | 132 |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（質権者による債権の取立て等）</p> <p>第三百六十六条 質権者は、質権の担保する債権について不履行があつたときは、その目的である債権を直接に取り立てることができる。この場合において、質権者の受けた利益の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。</p> <p>2 第三債務者は、質権の設定について第三百六十四条の規定によりその規定に従ふこととされる第四百六十七条第一項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。</p> <p>3 前項前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた利益の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。</p> | <p>（質権者による債権の取立て等）</p> <p>第三百六十六条 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。</p> <p>2 債権の目的物が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対応する部分に限り、これを取り立てることができる。</p> <p>（新設）</p> |

4| 債権の目的物が金銭である場合において、その弁済期が質権者の債権についての不履行が生ずる前に到来したときは、質権者は、第三債務者による弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

5| 債権の目的が物の引渡しであるときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。この場合においては、第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。

3| 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は、第三債務者による弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

4| 債権の目的物が金銭でないときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。

第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。

○ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) (第三条関係)

(現行規定は、事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)による改正後の規定)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第七十条の三 (略)</p> <p>②④ (略)</p> <p>⑤ 新設分割については、第四十六条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第六十五条の三、第六十五条の四第二項、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の二、民法第三百九十八条の十、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十条(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)並びに事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十五条の三第一項中「第六十五条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同号イ中「第六</p> | <p>第七十条の三 (同上)</p> <p>②④ (同上)</p> <p>⑤ 新設分割については、第四十六条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第六十五条の三、第六十五条の四第二項、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の二、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二十六条第一項の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十五条の三第一項中「第六十五条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「第七十条の三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第三号中「合併によつて設立</p> |

十五條第一項」とあるのは「第七十條の三第一項」と、「前條第一項」とあるのは「第七十條の四第一項」と、同項第三号中「合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五條の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五條の二第一項」とあるのは「第七十條の四第一項」と、第六十六條第一項中「合併によつて設立する組合」とあり、及び第六十七條中「合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八條の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同條第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害關係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五條の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五條の二第一項」とあるのは「第七十條の四第一項」と、第六十六條第一項中「合併によつて設立する組合」とあり、及び第六十七條中「合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八條の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同條第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害關係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(傍線部分は改正部分)

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（第四条関係）

（現行規定は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）による改正後の規定）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第六十二条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第十九条第三項から第五項まで並びに第二十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百〇一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において「同じ。」）並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、民法第三百九十八条の九第三項及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十九条第三項中「前二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二において準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。</p> | <p>第六十二条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、民法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十二条の二において準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。</p> |

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第四条関係）

（現行規定は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）による改正後の規定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第三百三十七条の三の十四 民法第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第<u>号</u>）第十九条第三項から第五項まで並びに第二十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、民法第三百九十八条の九第三項及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十九条第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。</p> | <p>第三百三十七条の三の十四 民法第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、民法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。</p> |

(傍線部分は改正部分)

○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(第五条関係)

(現行規定は、事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)による改正後の規定)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(繰上徴収)</p> <p>第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金(第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。)でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。</p> <p>一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続(以下「強制換価手続」という。)が開始されたとき(次に掲げる通知がされたときを含む。)</p> <p>イ 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十</p> | <p>(繰上徴収)</p> <p>第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金(第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。)でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。</p> <p>一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続(以下「強制換価手続」という。)が開始されたとき(仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。))の規定による通知がされたときを含む。)</p> <p>(新設)</p> |

八号) 第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)の規定による通知

ロ 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七

年法律第 号) 第六十条第一項又は第六十一条第二項

(これらの規定を同法第九十三条(同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。))又は第百十一条第一項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による通知

二〇六 (略)

2・3 (略)

(新設)

二〇六 (同上)

2・3 (同上)

○ 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第七条（略）</p> <p>2 特別の先取特権、質権、<u>抵当権、譲渡担保権</u>（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）<u>第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。</u>）又は留保所有権（<u>同条第十八号に規定する留保所有権をいう。</u>）は、その権利の目的となつている財産につき、企業担保権に優先する。</p> | <p>第七条（同上）</p> <p>2 特別の先取特権、質権又は抵当権は、その権利の目的となつている財産につき、企業担保権に優先する。</p> |

改正案

現行

（繰上請求）

第三十八条 税務署長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付すべき税額の確定した国税（第三号に該当する場
合においては、その納める義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限までに完納されないと認められる
ものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求す
ることができる。

一 納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき（次に掲げる通知がされたときを含む。）。

（繰上請求）

第三十八条 税務署長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付すべき税額の確定した国税（第三号に該当する場
合においては、その納める義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限までに完納されないと認められる
ものがあるときは、その納期限を繰り上げ、その納付を請求す
ることができる。

一 納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき（仮登
記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第
二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法第二十条）（
土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）にお
いて準用する場合を含む。）の規定による通知がされたとき
を含む。）。

（新設）

イ 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十
八号）第二条第一項（所有権移転の効力の制限等）（同法
第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約へ
の準用）において準用する場合を含む。）の規定による通

知

ロ 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第六十条第一項（動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行）又は第六十一条第二項（動産譲渡担保権の処分清算方式による実行）（これらの規定を同法第九十三条（債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行）（同法第九十六条第一項（その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行）において準用する場合を含む。）又は第百十一条第一項（譲渡担保契約の規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定による通知

二〇六（略）

二〇四（略）

（新設）

二〇六（同上）

二〇四（同上）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|--|---|
| 別表第一（略） | 別表第一（同上） | 別表第一（同上） | 別表第一（同上） |
| 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 |
| 一〇八（略） | 一〇八（同上） | 一〇八（同上） | 一〇八（同上） |
| 九 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の規定による登記 | 九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記 | 九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記 | 九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記 |
| (一) 動産の譲渡又は所有権の留保の登記 (二) (略) (三) (略) (四) 転譲渡担保権の設定等 転動産譲渡担保権の設定、 転債権譲渡担保権の設定又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう。 | (一) 動産の譲渡の登記 (二) (同上) (三) (同上) (新設) | 申請件数 (略) (略) 申請件数 (略) (略) (新設) | 税率 一件につき 一万五千元 (略) (略) 一件につき 千円 (略) (略) (新設) |

| | | | | | | |
|--|------|----------------|--|--|------|------|
| <p>(六)において同じ。)の登記</p> | | | | | | |
| <p>(五) 譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の変更、留保所有権の移転による留保所有権を有する者の変更又は質権の移転による質権者の変更の登記</p> | 申請件数 | 一件につき 三千元 | | | (新設) | (新設) |
| <p>イ 相続又は法人の合併による変更の登記</p> | 申請件数 | 一件につき 七千五百円 | | | | |
| <p>ロ その他の原因による変更の登記</p> | 申請件数 | 一件につき 千円 | | | (新設) | (新設) |
| <p>(六) 転讓渡担保権者等(転讓渡担保権の設定等を受けた者をいう。以下(六)及び(七)において同じ。)が取得した権利の移転による転讓渡担保権者等の変更の登記</p> | 申請件数 | 一件につき 七千五百円 | | | (新設) | (新設) |
| <p>(七) 根讓渡担保権又は根留保所有権の分割讓渡の登記</p> | 申請件数 | 一件につき 七千五百円 | | | (新設) | (新設) |
| <p>(八) 譲渡担保権又は留保所有権と他の譲渡担保権又は留保所有権とが競合する旨の</p> | 申請件数 | 一件につき 千円 | | | (新設) | (新設) |

| | | | | |
|------------------|-------------|--|-------------------------|-------------|
| 十 百六十 (略) | (七) (略) | (九) 譲渡担保権又は留保所有権の順位の変更の合意の登記 (十) 譲渡担保権者、留保所有権を有する者若しくは質権者又は転譲渡担保権者等に関する事項の変更の登記(一)から(九)までに掲げるものを除く。 | 譲渡担保権及び留保所有権の件数 申請件数 | 一件につき 千円 |
| | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| 十 百六十 (同上) | (四) (同上) | | (新設) | (新設) |
| | (同上) | | (新設) | (新設) |
| | (同上) | | (新設) | (新設) |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（根抵当権等の譲渡に係る特例）</p> <p>第三百三十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条及び次条第一項において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第一百一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下この条及び次条第一項において「根留保所有権」という。）をいう。以下この条、次条及び附則第十条の三において同じ。）をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者（第四項及び第五項において「根譲渡担保権設定者」という。）若しくは同法第一百一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等（第四</p> | <p>（根抵当権の譲渡に係る特例）</p> <p>第三百三十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。</p> |

項及び第五項において「根留保買主等」という。）をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあっては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第一百一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（第五項、第六項及び次条第一項において「利害関係者」という。））は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権等が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権等の譲渡の後においても当該根抵当権等が当該債権を担保すべきものとする事

2・3 (略)

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権等が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする事

2・3 (同上)

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

5| 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定

めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限り。）及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。）の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

6| 根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者）が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

7| 前各項の規定は、承継銀行又は特別危機管理銀行が他の金融機関に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

（新設）

5| 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

6| 前各項の規定は、承継銀行又は特別危機管理銀行が他の金融機関に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

第三百三十三条の二 特定破綻金融機関等は、民法第三百九十八条の十二第一項及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、事業の譲渡により譲渡される債権を担保する根抵当権等（以下この条において「移転根抵当権等」という。）に係る根抵当権設定者等（以下この条において「移転根抵当権設定者等」という。）の承諾を得ることなく、特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第七項において同じ。）その他の金融機関等（以下この条において「承継金融機関等」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に移転根抵当権等をその担保すべき債権（以下この条において「移転債権」という。）の全部とともに譲渡することができる。この場合には、民法第三百九十八条の四第一項及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十五条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移転根抵当権設定者等と当該承継金融機関等との間における当該移転根抵当権等の譲渡の後においても当該移転根抵当権等が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合意（極度額の定めがない譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡する場合にあつては、当該合意及び当該移転根抵当権等の譲渡の後においても当該移転根抵当権等が当該移転債権を担保すべきものとする旨の

第三百三十三条の二 特定破綻金融機関等は、民法第三百九十八条の十二第一項の規定にかかわらず、事業の譲渡により譲渡される債権を担保する根抵当権（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「移転根抵当権」という。）に係る根抵当権設定者（以下この条において「移転根抵当権設定者」という。）の承諾を得ることなく、特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第七項において同じ。）その他の金融機関等（以下この条において「承継金融機関等」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に移転根抵当権をその担保すべき債権（以下この条において「移転債権」という。）の全部とともに譲渡することができる。この場合には、同法第三百九十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該移転根抵当権設定者と当該承継金融機関等との間において、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合意があつたものとみなす。

利害関係者の承諾)があつたものとみなす。

2 前項の規定により元本の確定前に移転根抵当権等が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権等の譲渡の後においても当該移転根抵当権等が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から二週間以内に、次に掲げる事項及びこれに対し異議のある移転根抵当権設定者等は一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し、かつ、移転根抵当権設定者等には、各別にこれを催告しなければならない。

一 当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当権等が譲渡されたこと。

二 当該移転根抵当権等の譲渡の後においても当該移転根抵当権等が移転債権を担保すべきものとされたこと。

3・4 (略)

5 第一項の規定により元本の確定前に移転根抵当権等が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権等の譲渡の後においても当該移転根抵当権等が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、移転根抵当権設定者等は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第二項に規定する期間を経過したときは、この限りでない。

6 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、移転根抵当権設定者等に係る第一項の規定による移転根抵当権

2 前項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、その日から二週間以内に、次に掲げる事項及びこれに対し異議のある移転根抵当権設定者は一定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し、かつ、移転根抵当権設定者には、各別にこれを催告しなければならない。

一 当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当権が譲渡されたこと。

二 当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が移転債権を担保すべきものとされたこと。

3・4 (同上)

5 第一項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部とともに譲渡され、かつ、当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは、移転根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、第二項に規定する期間を経過したときは、この限りでない。

6 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、移転根抵当権設定者に係る第一項の規定による移転根抵当権に

等に係る事業の譲渡の時に確定したものとみなす。

7 前各項の規定は、特定承継金融機関等が他の金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（根抵当権移転登記等の申請手続の特例）

第三百三十四条 第三百三十三条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

2 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における移転根抵当権（同条第一項に規定する移転根抵当権等である根抵当権をいう。次項において同じ。）の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて特定破綻金融機関等が同条第一項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならない。

3 第三百三十三条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）

係る事業の譲渡の時に確定したものとみなす。

7 前各項の規定は、特定承継金融機関等が他の金融機関等に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（根抵当権移転登記等の申請手続の特例）

第三百三十四条 第三百三十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

2 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の場合における移転根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて特定破綻金融機関等が同条第一項の規定による事業の譲渡をしたことを証する情報を提供しなければならない。

3 第三百三十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）

む。）の場合における根抵当権又は移転根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権又は移転根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前二項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

附則

（根抵当権等の担保すべき元本の確定）

第十条の三 資産保有金融機関は、附則第十条第四項の規定により協定銀行との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権等の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、協定銀行が当該根抵当権等の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権等の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、債権回収会社が当該根抵当権等の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合において、その旨を官報のほかその定款で定めた方法により公告したときは、当該公告の日に、これらの契約に含まれる根抵当権等の担保すべ

む。）の場合における根抵当権又は移転根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権又は移転根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前二項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

附則

（根抵当権の担保すべき元本の確定）

第十条の三 資産保有金融機関は、附則第十条第四項の規定により協定銀行との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、協定銀行が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下この条において同じ。）との間で資産の買取りに関する契約（資産保有金融機関が有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、債権回収会社が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容とするものに限る。）を締結しようとする場合において、その旨を官報のほかその定款で定めた方法により公告したときは、当該公告の日に、これらの契約に含まれる根抵当権の担保すべき債権の元

き債権の元本について、資産保有金融機関から民法第三百九十八条の十九第二項又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十五条第二項（同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつたものとみなす。

本について、資産保有金融機関から民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求があつたものとみなす。

(傍線部分は改正部分)

○ 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)(第十条関係)
 (現行規定は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)による改正後及び民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)による改正後の規定)

改正案

現行

| 別表第一(略) | | 別表第一(同上) | |
|---------|---|----------|----------------|
| 項 | 上欄 | 項 | 上欄 |
| 一〇 | イハ 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第号)第七十五条第一項、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による申立て | 一〇 | イハ (新設) |
| 一〇 | イハ 二千元 | 一〇 | イハ 二千元 |
| 一七 | イニ 破産法第八十六条 | 一七 | イニ 破産法第八十六条 |
| 一七 | イニ 五百円 | 一七 | イニ 五百円 |

第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関

第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書

する法律第七十五条第三項若しくは第七項若しくは第七十六条第三項の規定による申立て、同法第八十二条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者による手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執

の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条

行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求め、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和十四年法律第二百一十一号）第二百五条の四第一項若しくは第二百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四十六条第一項若しくは第一百零四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁

の四第一項若しくは第一百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四十六条の六第一項若しくは第一百四十七条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに

止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二

係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九條第七項の規定による申立て

| | | |
|-------------|-------------------|---|
| <p>(略)</p> | <p>一八・一九 (略)</p> | <p>号) 第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九条第七項の規定による申立て</p> |
| | | |
| <p>(同上)</p> | <p>一八・一九 (同上)</p> | <p>へ・ト (同上)</p> |
| | | |

(傍線部分は改正部分)

○ 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)(第十一条関係)

(現行規定は、事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)による改正後の規定)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(準用規定等)</p> <p>第八十八条の五、第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十、讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十号(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。第八十条の七及び第八十条の十において同じ。)、並びに事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二十六条第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは「(第一百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。)」が吸収分割(第八十八条の二第二項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「、吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口</p> | <p>(準用規定等)</p> <p>第八十八条の五、第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第三号を除く。)、第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第二十六条第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条及び第六十七条第二項中「出資組合」とあるのは「出資組合又は出資連合会」と、第六十六条第一項中「が出資一口の金額の減少」とあるのは「(第一百一条第二項に規定する出資連合会をいう。以下同じ。)」が吸収分割(第八十八条の二第二項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。)」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「、吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び</p> |

の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合（第八十八条の二第二項に規定する吸収分割組合をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の日（第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等（第八十八条の二第二項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員（第一百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組

第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合（第八十八条の二第二項に規定する吸収分割組合をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の二第二項の総会の日（第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の五第一項」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等（第八十八条の二第二項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第八十八条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員（第一百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割組合」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を

合」とあるのは「吸収分割組合」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、第八十八条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(準用規定)

第八十八条の七 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八

除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

(準用規定)

第八十八条の七 第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八

十四条の三（第一項第三号を除く。）、「第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十條並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「吸収分割（第八十八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。）を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会（第八十八条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の四第二項の総会の日（第八十八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の七」と、同項第二

十四条の三（第一項第三号を除く。）、「第八十四条の四、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「吸収分割（第八十八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下同じ。）を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「吸収分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「吸収分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「吸収分割契約」と、同項第一号中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会（第八十八条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。）」と、「まで」とあるのは「後六月を経過する日まで」と、同号イ中「第八十四条第一項の総会の日」とあるのは「第八十八条の四第二項の総会の日（第八十八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合にあつては、理事会の決議の日）」と、同号ロ中「第八十四条第四項」とあるのは「第八十八条の七」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連

号中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会（第百八条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の四第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「所屬員（第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる」。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割連合会の理事は、吸収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継連合

合会（第百八条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の四第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「所屬員（第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「所屬員」と、第八十四条の四第一項中「合併によつて消滅する組合」とあるのは「吸収分割連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、「できる」とあるのは「できる」。ただし、第百八条の六第一項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う場合（同条第五項の通知があつた場合を除く。）は、この限りでない」と、同条第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の六第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割連合会の理事は、吸収分割承継連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継連合会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及び第四項

会が承継した吸収分割連合会」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会の所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第百八条の十五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第一号を除く。)、第八十四条の四第二項、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十條並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「新設分割(第百八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。)」を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十

中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割連合会又は吸収分割承継連合会の所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第百八条の十五 第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第二項、第八十四条の三(第一項第一号を除く。)、第八十四条の四第二項、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条の二、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「新設分割(第百八条の十二第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。)」を」と、「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、同条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)」と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「新設分割」と、第八十四条の三第一項中「第八十四条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、

四条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等（第百八条の十二第二項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会（第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員（第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）」、第百一条第二項に規定する出資連合会にあつては会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第

同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等（第百八条の十二第二項に規定する新設分割組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会（第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員（第百一条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所屬員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）」、第百一条第二項に規定する出資連合会にあつては会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四条第十項及び第十一項並びに第百五条本文」と、第

四十四条第十項及び第十一項並びに第一百五条本文」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

| | |
|---|---|
| <p>（債務者の占有する動産の差押え） 第二百二十三条（略） 2～5（略） 6 執行官は、第一項の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行の申立ての時に債務者を譲渡人又は留保買主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号） 第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。）とする動産譲渡登記（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号。以下この項及び次項において「特例法」という。）第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。）又は所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。）又は留保売主等（同条第十九号に規定する留保売主等をいう。）として登記されている全ての者（特例法第十条の二第一項第一号に規定する転讓渡担保権者又は特例法第十三条の二第一項において読み替</p> | <p>（債務者の占有する動産の差押え） 第二百二十三条（同上） 2～5（同上） （新設）</p> |
|---|---|

（傍線部分は改正部分）

えて準用する特例法第十条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならない。

7| 前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル（特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。）上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

（債務者以外の者の占有する動産の差押え）

第二百二十四条 前条第一項及び第三項から第七項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

（新設）

（債務者以外の者の占有する動産の差押え）

第二百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

○ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（動産に対する仮差押えの執行） 第四十九条（略） 2・3（略） 4 民事執行法第二百二十三条（第六項及び第七項を除く。）、第二百二十四条から第二百二十九条まで、第三百十一条、第三百十二条及び第三百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、同法第二百二十四条中「第七項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。</p> | <p>（動産に対する仮差押えの執行） 第四十九条（同上） 2・3（同上） 4 民事執行法第二百二十三条から第二百二十九条まで、第三百十一条、第三百十二条及び第三百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>（根抵当権等の譲渡に係る特例）</p> <p>第二百七十一条の二 被管理会社が承継保険会社（第二百六十条第六項に規定する承継保険会社をいう。第六項及び第二百七十一条の二の三第一項第三号において同じ。）その他の保険会社又は当該被管理会社の保険契約の引受け（第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けをいう。第六項において同じ。）をする機構（以下この条において「承継保険会社等」という。）に対する保険契約の移転とともにする財産の移転により元本の確定前に根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下この条において「根留保所有権」という。）をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。）をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理会社及び当該承継保険会社等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設</p> | <p>（根抵当権の譲渡に係る特例）</p> <p>第二百七十一条の二 被管理会社が承継保険会社（第二百六十条第六項に規定する承継保険会社をいう。第五項及び第二百七十一条の二の三第一項第三号において同じ。）その他の保険会社又は当該被管理会社の保険契約の引受け（第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けをいう。第五項において同じ。）をする機構（以下この条において「承継保険会社等」という。）に対する保険契約の移転とともにする財産の移転により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理会社及び当該承継保険会社等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理会社に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。</p> |
|---|---|

定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根
譲渡担保権設定者（第三項及び第四項において「根譲渡担保権
設定者」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読
み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等
（第三項及び第四項において「根留保買主等」という。）をい
う。以下この条において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡
担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、
根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第百十一条第
一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（
第四項及び第五項において「利害関係者」という。））は当該
被管理会社に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し
、又はこれを催告することができる。

一 当該被管理会社から当該承継保険会社等に当該根抵当権等
が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権等の譲渡の後においても当該根抵当権等が当
該債権を担保すべきものとする事。

2 (略)

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定
めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の
定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が同項
各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつた
ときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者

一 当該被管理会社から当該承継保険会社等に当該根抵当権が
譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債
権を担保すべきものとする事。

2 (同上)

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲
げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、
同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が
、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項
の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意が、それぞれあつ

等の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意が、それぞれあったものとみなす。

4| 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。）及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。）の譲渡があったものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意及び当該利害関係者の承諾があったものとみなす。

5| 根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者）が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

6| 前各項の規定は、承継保険会社又は保険契約の引受けをした機構が他の保険会社に対する保険契約の移転とともにする財産

たものとみなす。

（新設）

4| 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5| 前各項の規定は、承継保険会社又は保険契約の引受けをした機構が他の保険会社に対する保険契約の移転とともにする財産

の移転により元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第二百七十一条の二の二 前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

2 前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

の移転により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第二百七十一条の二の二 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

2 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第十九条 会社更生法第二十四条（第一項第三号を除く。）及び第二十四条の二から第二十七条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四条第一項第一号中「再生手続又は特別清算手続」とあるのは「又は再生手続」と、同法第二十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。</p> <p>（他の手続の中止命令等の申立て等）</p> <p>第三百八十条（略）</p> <p>2 前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項若しくは第</p> | <p>第十九条 会社更生法第二十四条（第一項第三号を除く。）及び第二十五条から第二十七条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四条第一項第一号中「再生手続又は特別清算手続」とあるのは「又は再生手続」と、同法第二十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。</p> <p>（他の手続の中止命令等の申立て等）</p> <p>第三百八十条（同上）</p> <p>2 前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項若しくは第</p> |

む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十五条第五項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令又は同法第二十七条第一項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判に対して、即時抗告をすることができる。

3
(略)

む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定、同法第二十五条第五項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令又は同法第二十七条第一項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについての裁判に対して、即時抗告をすることができる。

3
(同上)

(傍線部分は改正部分)

○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号) (第十六条関係)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、法人がする動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例並びにこれらの譲渡を公示するための動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する制度等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。</p> <p>3 この法律において「抹消登記」とは、次に掲げる登記を抹消する登記をいう。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、法人がする動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例等を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。</p> <p>3 この法律において「抹消登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記を抹消する登記をいう。</p> |

- 一 次条第二項に規定する動産譲渡登記
- 二 第四条第二項に規定する債権譲渡登記
- 三 第十条の二第一項（第十三条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記
- 四 第十条の四第一項（第十三条の二第一項及び第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記
- 五 第十条の七第一項（第十三条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記
- 六 第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記
- 七 第十四条第一項に規定する質権設定登記

（動産の譲渡の對抗要件の特例等）

第三条 （略）

2 代理人によって占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記（以下「動産譲渡登記」という。）がされ、その譲受人として登記されている者（動産譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。第七条第六項及び第九条第一項において同じ。）が登記されている場合における譲受人として登記されている者を除く。以下この項において同じ。）が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異

- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）
- （新設）

（動産の譲渡の對抗要件の特例等）

第三条 （同上）

2 代理人によって占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記（以下「動産譲渡登記」という。）がされ、その譲受人として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかつたときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによって本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかつたときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによって本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

- 3 前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人として登記されている者（動産譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二十条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。第七条第六項及び第九条第一項において同じ。）が登記されている場合における譲受人として登記されている者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「譲渡人として登記されている者」と、「譲受人として登記されている者に」とあるのは「譲渡人として登記されている者に」と読み替えるものとする。

（債権の譲渡の對抗要件の特例等）

第四条 （略）

2 （略）

- 3 債権譲渡登記がされた場合においては、民法第四百六十六条の六第三項、第四百六十八条第一項、第四百六十九条第一項及

- 3 前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替えるものとする。

（債権の譲渡の對抗要件の特例等）

第四条 （同上）

2 （同上）

- 3 債権譲渡登記がされた場合においては、民法第四百六十六条の六第三項、第四百六十八条第一項並びに第四百六十九条第一

び第二項並びに譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八条第一項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。この場合において、民法第四百六十六条の六第三項中「譲渡人が次条」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第四条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」と、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八条第一項中「債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七条第一項」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が特例法第四条第二項」とする。

4 第一項及び第二項の規定は当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について、民法第四百六十八条第一項並びに第四百六十九条第一項及び第二項の規定はこの項において準用する。第二項に規定する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「譲受人」とあるのは「譲受人（当該債権の譲渡に係る第十条第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。））」と、同法第四百六十八条第一項中「對抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条

項及び第二項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。この場合において、同法第四百六十六条の六第三項中「譲渡人が次条」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第四条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

4 第一項及び第二項の規定は当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について、民法第四百六十八条第一項並びに第四百六十九条第一項及び第二項の規定はこの項において準用する。第二項に規定する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百六十八条第一項中「對抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条第四項において準用する同条第二項に規定する通知又は承諾がされた時（以下「對抗要件具備時」という。））」と、同項並びに同法第四百六十九条第一項及び第二項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

第四項において準用する同条第二項に規定する通知又は承諾がされた時（以下「対抗要件具備時」という。）と、「譲渡人」とあるのは「譲受人（当該債権の譲渡に係る動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十条第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と、同法第四百六十九条第一項及び第二項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

（登記所）

第五条（略）

2 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所。以下同じ。）又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局

（登記所）

第五条（同上）

2 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所。第七条第二項第三号において同じ。）又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務

又はこれらの出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

3 (略)

(登記官)

第六条 登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める法務事務官であつて法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

一 第七条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務
指定法務局等に勤務する法務事務官

二 (略)

(共同申請)

第六条の二 この法律の規定に基づく登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者（その登記をすることにより、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上、直接に利益を受ける者を除く。）及び登記義務者（その登記をすることにより、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上、直接に不利益を受ける者を除く。）が共同してしなければならない。

局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

3 (同上)

(登記官)

第六条 登記所における動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める法務事務官であつて法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

一 次条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務
指定法務局等に勤務する法務事務官

二 (同上)

(新設)

(動産譲渡登記)

第七条 (略)

2 動産譲渡登記は、申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一〇三 (略)

四 譲渡人又は譲受人が会社法人等番号(商業登記法(昭和三十一年法律第二百五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

五 (略)

六 譲渡に係る動産の種類及び当該動産の所在場所その他の当該動産の種類以外の事項であつて当該動産を特定するために必要なもの

七〇九 (略)

3 前項第七号の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

4・5 (略)

6 登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記をするときは、第二

(動産譲渡登記)

第七条 (同上)

2 動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一〇三 (同上)

(新設)

四 (同上)

五 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

六〇八 (同上)

3 前項第六号の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

4・5 (同上)

(新設)

項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならぬ。

- 一 動産譲渡担保権者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
- 二 動産譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所
- 三 動産譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

（債権譲渡登記）

第八条（略）

2 債権譲渡登記は、申請により、債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 前条第二項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる事項

二（略）

三 譲渡に係る債権（既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第四項第三号において同じ。）の総額

四・五（略）

3～5（略）

6 登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記をするときは、第二

（債権譲渡登記）

第八条（同上）

2 債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二（同上）

三 譲渡に係る債権（既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。）の総額

四・五（同上）

3～5（同上）

（新設）

項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならぬ。

一 債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二 債権譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三 債権譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

（延長登記）

第九条 譲渡人及び譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。）は、共同して、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る延長登記を申請することができる。ただし、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間の延長により第七条第三項又は前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2
（略）

（延長登記）

第九条 譲渡人及び譲受人は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る延長登記を申請することができる。ただし、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間の延長により第七条第三項又は前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2
（同上）

(抹消登記)

第十条 譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る抹消登記を申請することができる。

一・二 (略)

三 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。)がその担保する金銭債務の全部の履行その他の原因により消滅したこと。

四 (略)

2| 前項の規定による申請は、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限り、することができる。

3| 第一項の規定による抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一～四 (略)

4| (略)

(抹消登記)

第十条 譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る抹消登記を申請することができる。

一・二 (同上)

(新設)

三 (同上)

(新設)

2| 前項の規定による抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は当該債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一～四 (同上)

3| (同上)

(転讓渡担保権の設定の登記)

第十條の二 転讓渡担保権の設定（讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八條第二項に規定する転動産讓渡担保権の設定又は同法第五十二條第二項に規定する転債権讓渡担保権の設定をいう。次項及び第十條の七第二項において同じ。）の登記は、申請により、動産讓渡登記に係る動産讓渡登記ファイル又は債権讓渡登記に係る債権讓渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 転讓渡担保権者（讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八條第三項に規定する転動産讓渡担保権者又は同法第五十二條第二項において読み替えて準用する同法第三十八條第三項に規定する転債権讓渡担保権者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二 転讓渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三 転讓渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

四 登記の目的

五 登記原因及びその日付

六 登記番号

(新設)

七 登記の年月日

- 2 前条第一項（第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、転讓渡担保権の設定の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「讓渡人及び讓受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは「次に掲げる事由があるときは」と、同項第三号中「讓渡担保権（讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産讓渡担保権又は同条第十三号に規定する債権讓渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）」とあるのは「転讓渡担保権者（次条第一項第一号に規定する転讓渡担保権者をいう。）が取得した権利」と読み替えるものとする。

（讓渡担保権者等の氏名等の変更の登記）

- 第十條の三 第七條第六項各号又は第八條第六項各号に掲げる事項に変更があつた場合における当該事項についての変更の登記は、讓渡担保権者が単独で申請することができる。

- 2 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつた場合における当該事項についての変更の登記は、転讓渡担保権者が単独で申請することができる。

- 3 前二項に規定する登記は、讓渡担保権者等（讓渡担保権者又は転讓渡担保権者をいう。次条において同じ。）が記録された

（新設）

動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 登記の目的
- 二 変更後の内容
- 三 登記原因及びその日付
- 四 登記番号
- 五 登記の年月日

〔譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記〕

第十条の四 譲渡担保権等（譲渡担保権又は転譲渡担保権者が取得した権利をいう。第三項において同じ。）の移転による譲渡担保権者等の変更の登記は、申請により、譲渡担保権者等が記録された動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

- 一 登記の目的
- 二 変更後の内容
- 三 登記原因及びその日付
- 四 登記番号
- 五 登記の年月日

2 相続又は法人の合併による譲渡担保権者等の変更の登記は、

（新設）

相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができる。

- 3| 第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは」と読み替えるものとする。

（競合担保登記目録等）

- 第十條の五 譲渡人及び譲渡担保権者は、共同して、その動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この条において「譲渡担保登記」という。）に係る譲渡担保権と他の動産譲渡登記若しくは第十三條の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記（以下この条において「競合譲渡担保登記等」という。）に係る譲渡担保権等（譲渡担保権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十八号に規定する留保所有権をいう。次條第一項及び第三項において同じ。）とが競合する旨の登記を申請することができる。

- 2| 前項の規定による申請は、当該譲渡担保登記の譲渡人と当該競合譲渡担保登記等の譲渡人等（譲渡人又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第二十号に規定する留保買

（新設）

主等をいう。以下この項において同じ。）とが異なる場合には、当該競合譲渡担保登記等の譲渡人等の承諾があるときに限り、することができる。

3| 第一項の規定による申請があつた場合には、登記官は、当該譲渡担保登記及び当該競合譲渡担保登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに競合担保登記目録を作成しなればならない。ただし、既に競合担保登記目録が作成されているときは、この限りでない。

4| 第一項に規定する登記は、競合担保登記目録に、次に掲げる事項（以下この項及び次条第三項において「特定事項」という。）を記録することによつて行ふ。ただし、その特定事項が競合担保登記目録に既に記録されているときは、この限りでない。

一 譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の登記番号

二 譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の年月日

5| 第一項の規定による申請の手続、第三項の規定による競合担保登記目録の作成及び前項の規定による記録に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記）

第十条の六 譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記は、申請により、競合担保登記目録に、次に掲げる事項を記録することに

（新設）

-
- よって行う。
- 一 変更後の譲渡担保権等の順位
 - 二 譲渡担保権等の順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その旨並びに承諾をした者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
 - 三 順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記の登記番号
 - 四 登記の目的
 - 五 登記原因及びその日付
 - 六 登記番号
 - 七 登記の年月日
- 2| 前項の規定による申請は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十三条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定により順位の変更の合意をした譲渡担保権者又は留保売主等（動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記に記載されている者に限る。）が共同してしなければならない。
- 3| 第一項の規定による申請は、順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定
-

する所有権留保登記又は債権譲渡登記の特定事項が同一の競合担保登記目録に記録されている場合に限り、することができる⁹⁾

(根譲渡担保権の分割譲渡の登記)

第十条の七 根譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十四条第一項に規定する根譲渡担保権をいう。以下この条において同じ。)の分割譲渡(同法第二十一条第二項の規定による譲渡をいう。以下この条において同じ。)の登記は、申請により、新たに作成する動産譲渡登記又は債権譲渡登記(以下この項において「分割登記」という。)に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 原登記(分割をする根譲渡担保権についての動産譲渡登記又は債権譲渡登記をいう。次号及び第三項において同じ。)及び分割登記の登記番号

二 原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち法務省令で定めるもの

三 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所
(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

四 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の本店又は主た

(新設)

-
- る事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所
- 五 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号
- 六 登記の目的
- 七 登記原因及びその日付
- 八 登記番号
- 九 登記の年月日
- 2 前項の規定による申請は、譲渡人（転譲渡担保権の設定の登記がされている場合にあつては、譲渡人及び転譲渡担保権者）の承諾があるときに限り、することができる。
- 3 第一項の場合には、登記官は、原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、原登記に係る根譲渡担保権の分割譲渡をした旨その他の法務省令で定める事項を記録しなければならない。
- 4 第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは」と読み替えるものとする。
- 5 前項において準用する第十条第一項（第三号及び第四号を除
-

く。)、第二項及び第三項に定めるもののほか、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(登記事項概要証明書等の交付)

第十一条 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要(動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第六号、第八条第二項第四号、第十条第四項第二号及び第十条の六第一項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。)を証明した書面(第二十一条第一項において「登記事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 (略)

(登記事項概要ファイルへの記録等)

第十二条 (略)

2 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記(第十条の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。)又はこれらの登記に係る抹消登記をした登記官は、本店等所在地法務局等に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

(登記事項概要証明書等の交付)

第十一条 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要(動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。)を証明した書面(第二十一条第一項において「登記事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 (同上)

(登記事項概要ファイルへの記録等)

第十二条 (同上)

2 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記又は抹消登記をした登記官は、本店等所在地法務局等に対し、当該登記をした旨その他当該登記に係る登記事項の概要のうち法務省令で定めるものを通知しなければならない。

(動産の所有権の留保への準用)

第十三条の二 第三条第一項及び第三項並びに第七条(第四項及び第五項を除く。)の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条まで(第十条の六を除く。)の規定中動産の譲渡に係る部分は法人を留保買主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。)とする所有権留保契約(同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき動産の所有権の留保がされた場合において当該動産の所有権の留保につき動産譲渡登記ファイルに記録された動産の所有権の留保の登記(以下この条及び第十五条第一項において「所有権留保登記」という。)について、第三条第二項の規定は代理人によって占有されている動産の所有権の留保につき当該動産の所有権の留保に係るこの項において準用する第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいて所有権留保登記の抹消登記がされ、その留保買主等として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第二項を除く。)中「動産の譲渡」とあるのは「動産の所有権の留保」と、「譲渡人」とあるのは「留保買主等」と

(新設)

、「譲渡に係る動産」とあるのは「所有権の留保の目的とされた動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------|-------|---|
| 第三条第一項 | 法人が | 法人を留保買主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十条に規定する留保買主等をいう。以下同じ。）とする所有権留保契約（同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。）に基づき |
| 第三条第二項 | 譲渡の登記 | 所有権の留保の登記 |
| 第三条第三項 | 譲受人 | 留保買主等 |
| 前二項 | を譲渡した | の所有権の留保がされた |
| 民法第七十八条 | 譲渡の登記 | 同法第九十九条第一項 |
| 前二項 | を譲渡した | の所有権の留保がされた |

| | | | | |
|---------|--|-----------------|---|--|
| 第七條の見出 | 第六條第一号 | 第五條第二項 及び第六條 | 第五條第一項 | |
| 動産讓渡登記 | 第七條から第十一條 まで及び第十二條第 二項 | 動産讓渡登記 | 第七條から第十一條 まで及び第十二條第 二項 | 動産讓渡登記 |
| 所有權留保登記 | 第七條（第四項及び 第五項を除く。） 第九條から第十一條 まで（第十條の六を 除く。）、第十二條 第二項及び第十三條 の二第三項 | 所有權留保登記 | 第七條（第四項及び 第五項を除く。）、 第九條から第十一條 まで（第十條の六を 除く。）、第十二條 第二項及び第十三條 の二第三項 | 第一項に規定する登 記（以下「所有權留 保登記」という。） 所有權留保登記 |

| | | |
|---------------|---|--|
| 第七條第六項 各号 | とする動産譲渡登記 | 留保売主等 |
| 第九條第一項 | 譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者。次條第一項において同じ。） | 留保売主等 |
| 第九條第二項 | 動産譲渡登記 当該動産譲渡登記 | 所有権留保登記 当該所有権留保登記 |
| 第十條第一項 | 譲受人 動産譲渡登記 | 留保売主等 所有権留保登記 |
| 第十條第一項 第三号 | 譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第八号に規定する動産譲渡担保権 | 留保所有権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十八号に規定する留保所有権 |

| | | |
|------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 第十條第三項 | 当該動産譲渡登記 | 当該所有権留保登記 |
| 第十條第四項 | 動産譲渡登記 | 所有権留保登記 |
| 第十條の二の見出し | 譲渡担保権の設定 | 留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定 |
| 第十條の二第一項 | 譲渡担保権の設定 | 留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定 |
| 第三十八條第二項 | 第百十一條第二項において読み替えて準用する同法第三十八條第二項 | 留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定 |
| 次項及び第十條の七第二項において | 以下 | 留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定 |
| 動産譲渡登記に | 所有権留保登記に | 譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する |
| 第十條の二第一項第一号 | 譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する | 留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|--------------|--|---------|-----------|-----|--|----------------------------------|-----------------------------|--|-------|--|
| | 第十條の二第 一項第二号及 び第三号 | 第十條の二第 二項 | 法律第三十八條第三 項に規定する轉動産 讓渡担保権者又は同 法第五十二條第二項 において読み替えて 準用する同法第三十 八條第三項に規定す る轉債權讓渡担保権 者をいう。以下同じ 。 | 轉讓渡担保権者 | 轉讓渡担保権の設定 | 讓受人 | 讓渡担保権（讓渡担 保契約及び所有權留 保契約に関する法律 第二條第八号に規定 | 留保所有權を目的と する讓渡担保権の設 定を受けた者 | 留保所有權を目的と する讓渡担保権の設 定 | 留保所有權（讓渡担 保契約及び所有權留 保契約に関する法律 第二條第十八号に規 | 留保売主等 | 留保所有權（讓渡担 保契約及び所有權留 保契約に関する法律 第二條第十八号に規 |
|--|--------------------------|--------------|--|---------|-----------|-----|--|----------------------------------|-----------------------------|--|-------|--|

| | | |
|------------------------------|---|--|
| | <p>する動産譲渡担保権 譲渡担保権者（次 条第一項第一号に規 定する譲渡担保権 者をいう。）</p> | <p>定する留保所有権 留保所有権を目的と する譲渡担保権の設 定（次条第一項に規 定する留保所有権を 目的とする譲渡担保 権の設定をいう。） を受けた者</p> |
| <p>第十条の三の 見出し</p> | <p>譲渡担保権者等</p> | <p>留保売主等又は留保 所有権を目的とする 譲渡担保権の設定を 受けた者</p> |
| <p>第十条の三第 一項</p> | <p>譲渡担保権者</p> | <p>留保売主等</p> |
| <p>第十条の三第 二項</p> | <p>転譲渡担保権者</p> | <p>留保所有権を目的と する譲渡担保権の設 定を受けた者</p> |
| <p>第十条の三第 三項</p> | <p>譲渡担保権者等（譲 渡担保権者又は転譲 渡担保権者をいう。 次条において同じ。</p> | <p>留保売主等又は留保 所有権を目的とする 譲渡担保権の設定を 受けた者</p> |

| | | | | | |
|---------------------------|-----------------|---|---|-----------------------|----------------------------|
| <p>第十條の四第 二項</p> | | | | <p>第十條の四の 見出し</p> | |
| <p>譲渡担保権者等</p> | <p>動産譲渡登記に</p> | <p>譲渡担保権者等</p> | <p>譲渡担保権又は転讓 渡担保権者</p> | <p>譲渡担保権等</p> | <p>動産譲渡登記に 譲渡担保権等</p> |
| <p>譲渡担保権の設定を 受けた者</p> | <p>所有権留保登記に</p> | <p>留保売主等又は留保 所有権を目的とする 譲渡担保権の設定を 受けた者</p> | <p>留保売主等又は留保 所有権を目的とする 譲渡担保権の設定を 受けた者</p> | <p>留保所有権等</p> | <p>所有権留保登記に 留保所有権等</p> |

| | | |
|---------------|---|----------------------------|
| 第十條の四第 三項 | 譲渡担保権等 | 譲渡担保権等 |
| | 譲受人 | 留保売主等 譲渡担保権の設定を 受けた者 |
| 第十條の五第 一項 | 譲渡担保権者 動産譲渡登記又は債 権譲渡登記（以下こ の条において「譲渡 担保登記」という。） | 留保売主等 所有権留保登記 |
| | 譲渡担保権と | 留保所有権と |
| 第十條の五第 二項 | 当該譲渡担保登記 譲渡人と | その所有権留保登記 留保買主等と |
| | 当該譲渡担保登記 | その所有権留保登記 |
| 第十條の五第 三項 | 当該譲渡担保登記 | その所有権留保登記 |
| | 譲渡担保登記 | 所有権留保登記 |
| 第十條の七の 見出し | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 |
| | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------|--------|--------------------|-----|-------|--------|--------------------|-----------------------------|--------------------|------------------------------------|-------------------------------|--|--------|--------|
| 五項 第十条の七第 五項 | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 | 四項 第十条の七第 四項 | 譲受人 | 留保売主等 | 根譲渡担保権 | 三項 第十条の七第 三項 | 根譲渡担保権 | 二項 第十条の七第 二項 | 転譲渡担保権者 | 留保所有権を目的と する譲渡担保権の設 定 | 一 項 第十条の七第 一 項 | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 |
| | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 | | | | | | 転譲渡担保権の設定 | 動産譲渡登記又は | 第二十一条第二項 | 所有権留保登記又は | 第十四条第一項 | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 |
| | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 | | | | | | 留保所有権を目的と する譲渡担保権の設 定 | 所有権留保登記又は | 第二十一条第二項 において準用する同法 第二十一条第二項 | 第百十一条第一項に おいて準用する同法 第一項 | 第百十一条第一項に おいて読み替えて準 用する同法第十四条 第一項 | 根譲渡担保権 | 根留保所有権 |

| | | |
|------|--------|---------|
| 項 | 第十二条第二 | 所有権留保登記 |
| 項第一号 | 譲受人 | 留保売主等 |

2| 第七条第四項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百九条第二項に規定する債務のみを担保するものを除く。以下この項において同じ。）に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保登記がされた場合における当該動産譲渡登記の存続期間について、第七条第五項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第百九条第一項の引渡しがされた場合（前項において読み替えて準用する第三条第一項の規定により同法第百九条第一項の引渡しがあつたものとみなされる場合を除く。）における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

3| 譲受人が動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保契約（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百九条第二項に規定する債務のみを担保するものに限る。）に基づき所有権の留

保をした場合には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

(債権質への準用)

第十四条 第四条（第三項を除く。）及び第八条の規定並びに第五条、第六条、第九条、第十条（第二項を除く。）、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四並びに第十一条から第十三条までの規定中債権の譲渡に係る部分は法人が債権を目的として質権を設定した場合において当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について、民法第四百六十八条第一項の規定はこの項において準用する。この場合において、それぞれ規定（同条、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同条第四項並びに第十一条第二項第一号及び第四号を除く。）中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------|--------|-----------|
| 第四条第一項 | 譲渡の登記 | 質権の設定の登記 |
| | 債権の債務者 | 質権の目的とされた |

(債権質への準用)

第十四条 第四条（第三項を除く。）及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は法人が債権を目的として質権を設定した場合において当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について、民法第四百六十八条第一項の規定はこの項において準用する。この場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項第一号及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項及び同条第二項の規定中「債権の債務者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「同法第四百六十七條」とあるのは「同法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條」と、第四条第二項及び第四項、第五条第一項及び第二項、第六条、第八条の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項及び

| | |
|---|--|
| 第四百六十七條 | 債権の債務者 |
| 第四百六十七條 | 第三百六十四條の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七條 |
| 債権譲渡登記 | 質権設定登記 |
| その譲渡 | その質権の設定 |
| 譲受人 | 質権者 |
| 債権の債務者 | 質権の目的とされた債権の債務者 |
| 第四条第四項 | 質権の設定に係る第十條第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた質権設定登記 |
| <p>債権の譲渡に係る第十條第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記</p> <p>第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項</p> <p>において、同項中「譲受人」とあるのは</p> | <p>第四百六十八條第一項</p> <p>において</p> |

第三項並びに第十二條第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四條第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項及び同條第四項、第五條第二項、第八條第二項、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第二項第一号及び第四号並びに第十二條第三項並びに民法第四百六十八條第一項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四條第二項及び第四項、第八條第二項、第四項及び第五項、第九條第一項、第十條第一項並びに第十一條第二項第一号及び第四號並びに民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第四項中「民法第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項」とあるのは「民法第四百六十八條第一項」と、第五條第一項中「第七條から第十一條まで及び第十二條第二項」とあり、第六條第一号中「次條から第十一條まで及び第十二條第二項」とあるのは「第十四條において準用する第八條から第十一條まで及び第十二條第二項の規定」と、第五條第二項及び第六條第二号中「第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項」とあるのは「第十四條第一項において準用する第十二條第一項及び第三項並びに第十三條第一項の規定」と、第八條第二項中「債権譲渡登記は」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第九條第二項第一号中「債権譲渡登記の」とあるのは「質権設定登記の」と、第八條第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因

| | | |
|---|---------------|--|
| <p>「譲受人（当該債権の譲渡に係る第十条第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十四条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。））」と</p> | <p>第四条第四項</p> | <p>譲受人（当該債権の譲渡に係る動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第</p> |
| <p>第十四条第一項において準用する同法第十四条第四項</p> | <p>質権者</p> | <p>質権者</p> |

及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十条第一項第三号及び第三項並びに第十一条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と、同項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十一条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と、民法第四百六十八条第一項中「對抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時」と読み替えるものとする。

| | | | | |
|---|---------------------------------|---|-----------------|---|
| | 第五 条第二 項 及び 第六 条 | 第六 条第一 号 | 第八 条の見 出し | 第八 条第二 項 第一 号 |
| | 債権 譲渡 登記 | 第七 条から 第十一 条 まで 及び 第十二 条第 二項 | 債権 譲渡 登記 | 債権 譲渡 登記は 前条 第二 項第 一 号か ら第 四号 まで 、第 八 号及 び第 九号 に掲 げる 事項 |
| 十 条の 四、 第十 一 条 並び に第 十二 条第 二 項 | 質権 設定 登記 | 第八 条、 第九 条、 第十 条（ 第二 項を 除く ）、 第十 条の 第三 項及 び第 三項 、第 十 条の 四、 第十 一 条 並び に第 十二 条第 二 項 | 質権 設定 登記 | 質権 設定 登記は 質権 設定 者の 商号 又 は名 称及 び本 店又 は主 たる 事務 所、 当初 質権 者（ 質権 者で あ つて 、債 権譲 渡登 記 フ ァイ ルに 最初 に記 |

録されるものをいう。以下この項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）、質権設定者又は当初質権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは日本における営業所又は事務所、質権設定者又は当初質権者が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を有する法

| | | |
|---------------|-----------------------|---|
| 第八條第二項 第二号 | 債權譲渡登記の登記 原因及びその日付 | 人であるときは当該 法人の会社法人等番 号、登記番号並びに 登記の年月日 |
| 第八條第二項 第三号 | 譲渡する | 目的として質権を設 定する |
| 第八條第二項 第五号 | 債權譲渡登記 | 質権設定登記 |
| 第八條第四項 | 債權譲渡登記 | 質権設定登記 |
| | 譲受人 | 質権者 |
| | 譲渡をし | 質権を設定し |
| | 債權譲渡登記 | 質権設定登記 |
| 第八條第五項 | 譲受人 | 質権者 |
| | 譲渡をし | 質権を設定し |
| | 債權譲渡登記 | 質権設定登記 |
| 第四百六十七條 | 譲渡をし | 質権を設定し |
| | 第四百六十七條 | 第三百六十四條の規 定によりその規定に 従うこととされる同 |

| | | |
|----------------------------|---|----------------------------|
| <p>第八条第六項</p> | <p>登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記</p> | <p>法第四百六十七条 質権設定登記</p> |
| <p>第八条第六項 第一号</p> | <p>債権譲渡担保者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十四号に規定する債権譲渡担保者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）</p> | <p>質権者</p> |
| <p>第八条第六項 第二号及び第三号</p> | <p>債権譲渡担保者</p> | <p>質権者</p> |
| <p>第九条第一項</p> | <p>譲受人（譲渡担保者（動産譲渡担保者又は債権譲渡担保者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあつては</p> | <p>質権者</p> |

| | | | | | |
|---------------|--|---------|-----|--|--|
| 第十条第三項 | 債権譲渡登記に | 質権設定登記に | | <p>、当該譲渡担保権者 。次条第一項におい て同じ。）</p> | |
| 第十条第二項 | 債権譲渡登記に | 質権設定登記に | 譲受人 | 質権者 | |
| 第九条第二項 第一号 | 債権譲渡登記 | 質権設定登記 | 譲受人 | 質権者 | |
| 第十条第一項 第三号 | <p>譲渡担保権（譲渡担 保契約及び所有権留 保契約に関する法律 第二条第八号に規定 する動産譲渡担保権 又は同条第十三号に 規定する債権譲渡担 保権をいう。第十條 の四第一項及び第十 條の五第一項におい て同じ。）</p> | 質権 | 譲受人 | 質権者 | |
| 第十条第一項 | 債権譲渡登記 | 質権設定登記 | 譲受人 | 質権者 | |

| | | | | | |
|------------------------|---------------|---|-----|---|---------|
| 第十條第三項 第一号及び第 四項 | 第十條の三の 見出し | 讓渡担保権者等 | 質権者 | 債權讓渡登記 | 質權設定登記 |
| 第十條の三第 一項 | 第十條の三第 一項 | 讓渡担保権者 | 質権者 | 讓渡担保権者等 | 質権者 |
| 第十條の三第 三項 | 第十條の三第 三項 | 讓渡担保権者等（讓 渡担保権者又は轉讓 渡担保権者をいう。 ） 次条において同じ。 | 質権者 | 讓渡担保権者等（讓 渡担保権者又は轉讓 渡担保権者をいう。 ） 次条において同じ。 | 質権者 |
| 第十條の四第 一項 | 第十條の四の 見出し | 讓渡担保権者等 | 質権者 | 債權讓渡登記に 讓渡担保権等 | 質權設定登記に |
| | | 讓渡担保権等（讓渡 担保権又は轉讓渡担 保権者が取得した權 利をいう。第三項に おいて同じ。） | 質権者 | 讓渡担保権者等 | 質権者 |
| | | 讓渡担保権者等 | 質権者 | 讓渡担保権者等 | 質権者 |
| | | 讓渡担保権者等 | 質権者 | 讓渡担保権者等 | 質権者 |
| | | 讓渡担保権者等 | 質権者 | 讓渡担保権者等 | 質権者 |

2
(略)

| | |
|-----|--|
| | |
| 譲受人 | |
| 質権者 | る法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時 |

(破産法等の適用除外)

第十五条 動産譲渡登記がされている譲渡に係る動産及び所有権留保登記がされている所有権の留保に係る動産並びに債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び質権設定登記がされている質権については、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2
(略)

2
(同上)

(破産法等の適用除外)

第十五条 動産譲渡登記がされている譲渡に係る動産並びに債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び質権設定登記がされている質権については、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十八条第一項第二号及び同条第二項において準用する同号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2
(同上)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（特別清算開始の原因及び特別清算に関する会社法の準用等） 第百八十条（略） 2・3（略） 4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで（他の手続の中止命令等、特別清算開始の申立ての取下げの制限、特別清算開始の命令、他の手続の中止等、担保権の実行の手続等の中止命令、相殺の禁止、共助対象外国租税債権者の手続参加）、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項、第五百三十条第二項及び第五百三十六条を除く。）（裁判所による監督及び調査、清算人、監督委員、調査委員、清算株式会社の行為の制限等、清算の監督上必要な処分等、債権者集会、協定、特別清算の終了）、第七編第二章第四節（特別清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第六項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）（総則）、同章第三節（第八百七十九条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条を除く。）（特別清算の手続に関する特則）及び第九百三十八条（第六項を除く。）（特別清算に</p> | <p>（特別清算開始の原因及び特別清算に関する会社法の準用等） 第百八十条（同上） 2・3（同上） 4 会社法第五百十二条から第五百十八条の二まで（他の手続の中止命令等、特別清算開始の申立ての取下げの制限、特別清算開始の命令、他の手続の中止等、担保権の実行の手続等の中止命令、相殺の禁止、共助対象外国租税債権者の手続参加）、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項、第五百三十条第二項及び第五百三十六条を除く。）（裁判所による監督及び調査、清算人、監督委員、調査委員、清算株式会社の行為の制限等、清算の監督上必要な処分等、債権者集会、協定、特別清算の終了）、第七編第二章第四節（特別清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第六項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）（総則）、同章第三節（第八百七十九条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条を除く。）（特別清算の手続に関する特則）及び第九百三十八条（第六項を除く。）（特別清算に</p> |

つては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員又は発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員」と、同法第八百九十一条第一項及び第四項中「企業担保権の
実行手続の申立人又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

れを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員又は発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（担保権の実行手続の中止命令）</p> <p>第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。</p> <p>3 裁判所は、第一項の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。</p> | <p>（担保権の実行手続の中止命令）</p> <p>第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第五十三條第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によつて担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人の意見を聴かなければならない。</p> |

4| 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権の実行
手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見
を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を
聴いたときは、この限りでない。

5| (略)

6| 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の
決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができ
る。

7| (略)

8| 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判が
あった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければなら
ない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

9| 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による
中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権につい
ては、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日
までの間は、時効は、完成しない。

第三十一条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的と
する質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、
再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の
債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただ

(新設)

3| (同上)

4| 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の
決定に対しては、競売申立人に限り、即時抗告をすることがで
きる。

5| (同上)

6| 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判が
あった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければなら
ない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

(新設)

(新設)

し、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

2| 前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3| 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第三百三十四条の四第一項の規定による保全処分又は第九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

（抵当権の実行手続の中止命令等）

第九十七条 （略）

2 第三十一条第三項及び第五項から第八項までの規定は、前項

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第三百三十四条の四第一項の規定による保全処分又は第九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

（抵当権の実行手続の中止命令等）

第九十七条 （同上）

2 第三十一条第二項から第六項までの規定は、前項の規定によ

3
(略)
の規定による中止の命令について準用する。

3
(同上)
る中止の命令について準用する。

○ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)(第二十一条関係)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(外国倒産処理手続の承認の公告等) 第二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があつた旨を通知しなければならない。ただし、第二十五条第九項本文(第二十六条第六項、第二十七条第十項、第五十二条第五項及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(担保権の実行手続等の中止命令)</p> <p>第二十七条 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、債務者の財産につき担保権を有する者(以下この条において「担保権者」という。)又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に</p> | <p>(外国倒産処理手続の承認の公告等) 第二十三条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があつた旨を通知しなければならない。ただし、第二十五条第九項本文(第二十六条第六項、第二十七条第八項、第五十二条第五項及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>(担保権の実行手続等の中止命令)</p> <p>第二十七条 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされ</p> |

に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている当該担保権の実行の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）又は当該企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2・3 (略)

4| 第一項又は第二項の規定による中止の命令（企業担保権の実行手続に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

5| 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。

6| 裁判所は、第一項又は第二項の規定による債権を目的とする質権の実行の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

7| (略)

8| 第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

9| (略)

ている担保権の実行の手続又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2・3 (同上)

(新設)

4| 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。

(新設)

5| (同上)

6| 第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

7| (同上)

10| 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第七項の規定による決定及び第八項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があつた場合について準用する。

11| 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項又は第二項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第二十七条の二 裁判所が前条第一項又は第二項の規定により債権を目的とする質権の実行の手段の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。

2| 前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3| 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

8| 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があつた場合について準用する。

（新設）

（新設）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の手続の中止命令等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^{（傍線部分）}の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、第二号に規定する強制執行等又は第六号に掲げる処分については、その強制執行等に係る更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 強制執行等（更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行（債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。）又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。）の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> | <p>（他の手続の中止命令等）</p> <p>第二十四条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分^{（傍線部分）}の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分については、その手続の申立人である更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 強制執行等（更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。）の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの</p> <p>三〇六 （同上）</p> <p>二・三 （同上）</p> |

4| 第一項の規定による中止の命令（同項第二号の担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。）は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

5| 6| （略）

7| 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

8| （略）

9| 第七項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

10| 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失つた日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

第二十四条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時

（新設）

4| 5| （同上）

6| 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7| （同上）

8| 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（新設）

（新設）

、その命令があつたことを知つていたときに限る。

2 前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

（包括的禁止命令）

第二十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、第二十四条第一項第二号若しくは第六号又は第二項の規定による中止の命令によつては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての更生債権者等に対し、同条第一項第二号に規定する強制執行等、同項第六号に規定する外国租税滞納処分及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。

（包括的禁止命令）

第二十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第二号若しくは第六号又は第二項の規定による中止の命令によつては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての更生債権者等に対し、同条第一項第二号に規定する強制執行等、同項第六号に規定する外国租税滞納処分及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等、同項第六号に規定する外国租税滞納処分又は同条第二項に規定する国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、次の各号に掲げる手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、当該各号に定める時までの間、中止する。

一 第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分 更生手続開始の申立てについての決定があつた時

二 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分 前号に定める時又は当該包括的禁止命令の日から二月が経過した時のいずれか早い時

4 (略)

5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した同項各号に掲げる手続の取消しを命ずることができる。ただし、第二十四条第二項に規定す

2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する前条第一項第二号に規定する強制執行等、同項第六号に規定する外国租税滞納処分又は同条第二項に規定する国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。

3 包括的禁止命令が発せられた場合には、次の各号に掲げる手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。）は、当該各号に定める時までの間、中止する。

一 前条第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分 更生手続開始の申立てについての決定があつた時

二 前条第二項に規定する国税滞納処分 前号に定める時又は当該包括的禁止命令の日から二月が経過した時のいずれか早い時

4 (同上)

5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した同項各号に掲げる手続の取消しを命ずることができる。ただし、前条第二項に規定する国税

る国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

8 包括的禁止命令が発せられたときは、更生債権等（当該包括的禁止命令により第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分が禁止されているものに限る。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十七条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等に係る更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該更生債権者等の申立てにより、当該更生債権者等に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する当該強制執行等を行うことができ、当該包括的禁止命令が発せられる前に当該更生債権者等がした当該強制執行等の手続は、続行する。

2・6 (略)

滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

6・7 (同上)

8 包括的禁止命令が発せられたときは、更生債権等（当該包括的禁止命令により前条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分が禁止されているものに限る。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十七条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該更生債権者等の申立てにより、当該更生債権者等に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する当該強制執行等を行うことができ、当該包括的禁止命令が発せられる前に当該更生債権者等がした当該強制執行等の手続は、続行する。

2・6 (同上)

改正案

現行

| | |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節 根抵当権等の譲渡に係る特例（第十条・第十一条）</p> <p>第一節 根抵当権等の譲渡に係る特例</p> <p>（根抵当権等の譲渡に係る特例）</p> <p>第十条 金融機関等（以下この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対する事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権等（根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第十四条に規定する根譲渡担保権（以下この条及び第十七条において「根譲渡担保権」という。）若しくは同法第一百一十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権（以下</p> | <p>目次</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節 根抵当権の譲渡に係る特例（第十条・第十一条）</p> <p>第一節 根抵当権の譲渡に係る特例</p> <p>（根抵当権の譲渡に係る特例）</p> <p>第十条 金融機関等（以下この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対する事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は譲渡金融機関等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。</p> |
|---|--|

この条及び第十七条において「根留保所有権」という。）をいう。以下この条及び第十七条において同じ。）をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者等（根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者（以下この条及び第十七条において「根譲渡担保権設定者」という。）若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等（以下この条及び第十七条において「根留保買主等」という。）をいう。以下この条及び第十七条において同じ。）（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあっては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係を有する者（以下この条及び第十七条において「利害関係者」という。））は譲渡金融機関等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

- 一 譲渡金融機関等から譲受金融機関等に当該根抵当権等が譲渡されること及びその期日
- 二 当該根抵当権等の譲渡の後においても当該根抵当権等が当該債権を担保すべきものとする事。

2
(略)

- 一 譲渡金融機関等から譲受金融機関等に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日
- 二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする事。

2
(同上)

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。）が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限り。）及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。）の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

5 根抵当権設定者等（極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあっては、根抵当権設定

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意が、それぞれあつたものとみなす。

（新設）

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議

者等又は利害関係者)が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権等の譲渡に係る特例)

第十七条 農林中央金庫がその認定経営基盤強化計画に従い特定農水産業協同組合等(信用農水産業協同組合連合会を除く。)から再編強化法第二条第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受けることにより、元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとするときは、農林中央金庫及び当該特定農水産業協同組合等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲り受けようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び利害関係者)は当該特定農水産業協同組合等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該特定農水産業協同組合等から農林中央金庫に当該根抵当権等が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権等の譲渡の後においても当該根抵当権等が当該債権を担保すべきものとする事

を述べたものとみなす。

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)

第十七条 農林中央金庫がその認定経営基盤強化計画に従い特定農水産業協同組合等(信用農水産業協同組合連合会を除く。)から再編強化法第二条第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受けることにより、元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとするときは、農林中央金庫及び当該特定農水産業協同組合等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲り受けようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び利害関係者)は当該特定農水産業協同組合等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該特定農水産業協同組合等から農林中央金庫に当該根抵当権等が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする事

2 (略)

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。)が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と農林中央金庫の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限り。及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。)の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と農林中央金庫の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

5 根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根

2 (同上)

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る農林中央金庫の合意が、それぞれあつたものとみなす。

(新設)

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異

留保所有権を譲り受けようとする場合にあっては、根抵当権設定者等又は利害関係者）が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

6| 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（こ

議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5| 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これら

これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合に準用する。

7| (略)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十条第一項又は第十七条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は催告を不正に行ったとき。

二 (略)

の事業に附帯する事業を含む。)並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権等をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合に準用する。

6| (同上)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十条第一項又は第十七条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は催告を不正に行ったとき。

二 (同上)

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等） 第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p>（金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等） 第十七条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。</p> <p style="text-align: center;">（同上）</p> |

| | | |
|------------------|----------------|---|
| 第十七条第一項及 び第六項 | 認定経営基盤強化 計画 | 金融機能強化法第 十七條第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画 |
|------------------|----------------|---|

5
5
8 (略)

(金融組織再編成に係る経営強化計画の変更)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。

| | | |
|------------------|----------------|----------------------------------|
| (略) | | |
| 第十七条第一項及 び第六項 | 認定経営基盤強化 計画 | 金融機能強化法第 十九條第一項の規 定による承認を受 |

| | | |
|------------------|----------------|---|
| 第十七条第一項及 び第五項 | 認定経営基盤強化 計画 | 金融機能強化法第 十七條第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画 |
|------------------|----------------|---|

5
5
8 (同上)

(金融組織再編成に係る経営強化計画の変更)

第十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。

| | | |
|------------------|----------------|----------------------------------|
| (同上) | | |
| 第十七条第一項及 び第五項 | 認定経営基盤強化 計画 | 金融機能強化法第 十九條第一項の規 定による承認を受 |

| | | |
|--------------|---|---------------------|
| | | <p>けた変更後の経営強化計画</p> |
| 5 (略) | <p>(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例) 第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定(第三十四条の十一第一項の認定を含む。)をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | |
| 第十七条第一項及び第六項 | 認定経営基盤強化計画 | 認定実施計画 |
| | | <p>けた変更後の経営強化計画</p> |
| 5 (同上) | <p>(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例) 第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定(第三十四条の十一第一項の認定を含む。)をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | |
| 第十七条第一項及び第五項 | 認定経営基盤強化計画 | 認定実施計画 |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>〔担保権の実行の手続等の中止命令〕</p> <p>第五百十六条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、清算株式会社財産につき担保権を有する者（次項及び第八百九十一条において「担保権者」という。）、企業担保権の実行の手続の申立人又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の申立人（同条において「一般先取特権者等」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、当該担保権の実行の手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。次項において同じ。）、当該企業担保権の実行の手続の中止又は当該強制執行の手続の中止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による中止の命令（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続の中止に係るものに限る。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発す</p> | <p>〔担保権の実行の手続等の中止命令〕</p> <p>第五百十六条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、担保権の実行の手続等（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続をいう。以下この条において同じ。）の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、担保権の実行の手続等の中止を命ずることができる。</p> <p>（新設）</p> |

ることができる。

3| 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(新設)

第五百十六條の二| 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の中止（実行の禁止を含む。第八百九十一条第一項及び第二項において同じ。）を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。

(新設)

2| 前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3| 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同じの権利を有する。

(担保権の実行の手續等の中止命令)

第八百九十一条| 裁判所は、第五百十六條第一項の規定による中

(担保権の実行の手續等の中止命令)

第八百九十一条| 裁判所は、第五百十六條の規定による中止の命

止の命令（債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を除く。）を発する場合には、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等の陳述を聴かなければならない。

2| 裁判所は、第五百十六条第一項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。

3| 裁判所は、前二項の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

4| 第一項及び第二項の中止の命令並びに前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等に限り、即時抗告をすることができる。

5| (略)

6| 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

令を発する場合には、同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人の陳述を聴かなければならない。

(新設)

2| 裁判所は、前項の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3| 第一項の中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、第一項の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

4| (同上)

5| 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（第二十九条関係）

（現行規定は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）による改正後の規定）

改正案

現行

第八十八条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）
別表第一を次のように改める。

（同上）
別表第一を次のように改める。

別表第一（略）

別表第一（同上）

| 改正案 | | 現行 | |
|---------|--|----------|---|
| 項 | 上欄 | 項 | 上欄 |
| 一八 | 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第七 | 一八 | 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て |
| 一〇二七（略） | 五千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、四千元） | 一〇二七（同上） | 五千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、四千元） |
| 項 | 下欄 | 項 | 下欄 |

| | | | |
|--|------------------|---|------------|
| <p>第十五条第一項、第七十六 条第一項若しくは第七十八 条第一項の規定による申立て</p> | <p>一九〇四四 (略)</p> | <p>四五 イ〜ニ (略) ホ 破産法第八十六 条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二 条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八 条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六 条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八十八 条第一項の規</p> | <p>五百円</p> |
|--|------------------|---|------------|

| | | | |
|--|-------------------|--|------------|
| | <p>一九〇四四 (同上)</p> | <p>四五 イ〜ニ (同上) ホ 破産法第八十六 条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二 条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八 条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六 条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八十八 条第一項の規</p> | <p>五百円</p> |
|--|-------------------|--|------------|

定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七

定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による

第十五条第三項若しくは第七項若しくは第七十六条第三項の規定による申立て、同法第八十二条第一項の代理人の選任の許可を求め申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求め申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求め申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項

弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求め申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求め申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二条の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求め申立て、人事訴訟法第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第

若しくは第二項の規定による民事執行の
手続の停止若しくは
続行を命ずる裁判を
求める申立て、人事
訴訟法第三十九条第
一項の規定による申
立て、特許法（昭和
三十四年法律第二百
十一号）第二百五条の
二の三第一項、第百
五条の四第一項若し
くは第二百五条の五第
一項の規定による申
立て、著作権法（昭
和四十五年法律第四
十八号）第百十四条
の六第一項若しくは
第百十四条の七第一
項の規定による申立
て、不正競争防止法
（平成五年法律第四

百五条の二の三第一
項、第百五条の第四
一項若しくは第百五
条の五第一項の規定
による申立て、著作
権法（昭和四十五年
法律第四十八号）第
百十四条の六第一項
若しくは第百十四条
の七第一項の規定に
よる申立て、不正競
争防止法（平成五年
法律第四十七号）第
十条第一項若しくは
第十一条第一項の規
定による申立て、私
的独占の禁止及び公
正取引の確保に関す
る法律（昭和二十二
年法律第五十四号）
第八十一条第一項若
しくは第八十二条第

十七号) 第十条第一
項若しくは第十一条
第一項の規定による
申立て、私的独占の
禁止及び公正取引の
確保に関する法律(昭
和二十二年法律第
五十四号) 第八十一
条第一項若しくは第
八十二条第一項の規
定による申立て、ス
マートフォンにおい
て利用される特定ソ
フトウェアに係る競
争の促進に関する法
律(令和六年法律第
五十八号) 第三十六
条第一項若しくは第
三十七条第一項の規
定による申立て、種
苗法(平成十年法律
第八十三号) 第四十

一項の規定による申
立て、スマートフォン
において利用され
る特定ソフトウェア
に係る競争の促進に
関する法律(令和六
年法律第五十八号)
第三十六条第一項若
しくは第三十七条第
一項の規定による申
立て、種苗法(平成
十年法律第八十三号
) 第四十条第一項若
しくは第四十一条第
一項の規定による申
立て、家畜遺伝資源
に係る不正競争の防
止に関する法律(令
和二年法律第二十
二号) 第十一条第一
項若しくは第十二条
第一項の規定による申

| | | |
|-----|-----------|--|
| (略) | 四六〇五二 (略) | <p>条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て又は仲裁法第五十一条第七項の規定による申立て</p> |
| | | |

第三百三十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

| | | |
|------|------------|---------------------------------|
| (同上) | 四六〇五二 (同上) | <p>立て又は仲裁法第五十一条第七項の規定による申立て</p> |
| | | |

第三百三十条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

(同上)

第八百八十四条中「場合において」の下に、「同法第二百四十四条第九項中「(第十三条」とあるのは「(更生特例法第七十八条において準用する更生特例法第十二条」と、「第十三条において準用する同法第二百二十二条」とあるのは「更生特例法第七十八条において準用する更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第二百二十二条」とを加える。

(略)

第四百四十五条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二十八条、第二十九条第五項、第三十条第五項及び第三十一条第八項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

(略)

(電子裁判書の送達に関する経過措置)

第五十八条 改正後民事再生法第二十六条第六項、第二十八条、第二十九条第五項及び第三十条第五項の規定(これらの規定を改正後民事再生法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)、改正後民事再生法第三十一条第八項(改正後民事再生法第九十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項、第六十二条第六項、第六十五条第四項、第八

第八百八十四条中「場合において」の下に、「同法第二百四十四条第八項中「(第十三条」とあるのは「(更生特例法第七十八条において準用する更生特例法第十二条」と、「第十三条において準用する同法第二百二十二条」とあるのは「更生特例法第七十八条において準用する更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第二百二十二条」とを加える。

(同上)

第四百四十五条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

(同上)

第二十八条、第二十九条第五項、第三十条第五項及び第三十一条第六項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

(同上)

(電子裁判書の送達に関する経過措置)

第五十八条 改正後民事再生法第二十六条第六項、第二十八条、第二十九条第五項及び第三十条第五項の規定(これらの規定を改正後民事再生法第三十六条第二項において準用する場合を含む。)、改正後民事再生法第三十一条第六項(改正後民事再生法第九十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項、第六十二条第六項、第六十五条第四項、第八

十条第二項、第二百二条第三項（改正後民事再生法第百三条第五項、第二百十三條第四項、第二百十八條第三項及び第二百二十六條第四項において準用する場合を含む。）、第二百五條第六項、第三百三十四條の四第六項、第三百三十六條第四項、第四百二十二條第七項、第四百四十四條第三項、第四百四十八條第三項及び第五項、第五百五十條第六項、第七十二條の三第五項並びに第八十九條第四項の規定並びに改正後民事再生法第二百二十三條第七項及び第二百二十六條第四項の規定（これらの規定を改正後民事再生法第二百四十四條において準用する場合を含む。）は、改正後再生事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前再生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第百八十四條 改正後外国倒産法第二十五條第八項（改正後外国倒産法第二十七條第十項において準用する場合を含む。）、第二十九條、第三十條第五項、第三十三條第四項及び第五項、第五十二條第二項及び第三項、第五十七條第六項、第五十八條第六項、第五十九條第五項、第六十條第六項並びに第六十三條第五項の規定は、改正後承認援助事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前承認援助事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

十条第二項、第二百二条第三項（改正後民事再生法第百三条第五項、第二百十三條第四項、第二百十八條第三項及び第二百二十六條第四項において準用する場合を含む。）、第二百五條第六項、第三百三十四條の四第六項、第三百三十六條第四項、第四百二十二條第七項、第四百四十四條第三項、第四百四十八條第三項及び第五項、第五百五十條第六項、第七十二條の三第五項並びに第八十九條第四項の規定並びに改正後民事再生法第二百二十三條第七項及び第二百二十六條第四項の規定（これらの規定を改正後民事再生法第二百四十四條において準用する場合を含む。）は、改正後再生事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前再生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第百八十四條 改正後外国倒産法第二十五條第八項（改正後外国倒産法第二十七條第八項において準用する場合を含む。）、第二十九條、第三十條第五項、第三十三條第四項及び第五項、第五十二條第二項及び第三項、第五十七條第六項、第五十八條第六項、第五十九條第五項、第六十條第六項並びに第六十三條第五項の規定は、改正後承認援助事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前承認援助事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

第二百二条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十四条第九項中「裁判書」を「電子裁判書（第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十三条において準用する同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）」に改める。

（略）

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第二十五条 改正後会社更生法第二十四条第九項、第二十六条及び第二十七条第六項の規定（これらの規定を改正後更生特例法第十九条及び第百八十四条において準用する場合を含む。）、改正後会社更生法第二十八条第五項、第三十一条第二項、第三十六条第二項、第三十九条の二第六項、第七十二条第七項、第九十六条第四項、第九十九条第五項（改正後会社更生法第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第百一条第三項、第百四条第四項及び第六項、第百六条第六項、第百十一条第五項並びに第百二十五条第六項の規定、改正後会社更生法第百

第二百二条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

（同上）

第二十四条第八項中「裁判書」を「電子裁判書（第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十三条において準用する同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）」に改める。

（同上）

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第二十五条 改正後会社更生法第二十四条第八項、第二十六条及び第二十七条第六項の規定（これらの規定を改正後更生特例法第十九条及び第百八十四条において準用する場合を含む。）、改正後会社更生法第二十八条第五項、第三十一条第二項、第三十六条第二項、第三十九条の二第六項、第七十二条第七項、第九十六条第四項、第九十九条第五項（改正後会社更生法第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第百一条第三項、第百四条第四項及び第六項、第百六条第六項、第百十一条第五項並びに第百二十五条第六項の規定、改正後会社更生法第百

四十七条第三項及び第四百八十八条第五項の規定（これらの規定を改正後更生特例法第八十七条及び第二百五十四条において準用する場合を含む。）、改正後会社更生法第五十一条第五項及び第五十四条第四項の規定（これらの規定を改正後更生特例法第八十八条及び第二百五十五条において準用する場合を含む。）並びに改正後会社更生法第六項及び第九十六条第四項の規定は、改正後更生事件等における電子裁判書の送達について適用し、改正前更生事件等における裁判書の送達については、なお従前の例による。

第二百八十七条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第六項、第八百九十二条第四項、第八百九十七条第二項、第八百九十八条第四項並びに第八百九十九条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

（略）

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第二百九十二条 改正後会社法第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第六項、第八百九十二条

四十七条第三項及び第四百八十八条第五項の規定（これらの規定を改正後更生特例法第八十七条及び第二百五十四条において準用する場合を含む。）、改正後会社更生法第五十一条第五項及び第五十四条第四項の規定（これらの規定を改正後更生特例法第八十八条及び第二百五十五条において準用する場合を含む。）並びに改正後会社更生法第六項及び第九十六条第四項の規定は、改正後更生事件等における電子裁判書の送達について適用し、改正前更生事件等における裁判書の送達については、なお従前の例による。

第二百八十七条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

（同上）

第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第五項、第八百九十二条第四項、第八百九十七条第二項、第八百九十八条第四項並びに第八百九十九条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

（同上）

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第二百九十二条 改正後会社法第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第五項、第八百九十二

条第四項、第八百九十七條第二項、第八百九十八條第四項並びに第八百九十九條第四項の規定は、改正後特別清算事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前特別清算事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

条第四項、第八百九十七條第二項、第八百九十八條第四項並びに第八百九十九條第四項の規定は、改正後特別清算事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前特別清算事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

(傍線部分は改正部分)

○ 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号) (第三十条関係)

(現行規定は、事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)の施行後の規定)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(他の権利との関係)</p> <p>第十八条 債務者の財産の上に存する先取特権(民法第三百二十五条に規定する先取特権(同条第三号に係るものに限る。))に限る。)、質権、<u>抵当権</u>、<u>譲渡担保権</u>(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。第三百三十一条第一項において同じ。)<u>又は留保所有権</u>(同法第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。同項において同じ。)(以下この款において「他の担保権」という。)<u>と企業価値担保権とが競合する場合には、それらの優先権の順位は、他の担保権に係る登記、登録その他の対抗要件の具備と企業価値担保権に係る登記の前後による。</u></p> <p>25 (略)</p> <p>(財産不足の場合の弁済方法等)</p> <p>第三百三十一条 担保目的財産が共益債権の総額を弁済するのに足</p> | <p>(他の権利との関係)</p> <p>第十八条 債務者の財産の上に存する先取特権(民法第三百二十五条に規定する先取特権(同条第三号に係るものに限る。))に限る。)、質権<u>又は抵当権</u>(以下この款において「他の担保権」という。)<u>と企業価値担保権とが競合する場合には、それらの優先権の順位は、他の担保権に係る登記、登録その他の対抗要件の具備と企業価値担保権に係る登記の前後による。</u></p> <p>25 (同上)</p> <p>(財産不足の場合の弁済方法等)</p> <p>第三百三十一条 担保目的財産が共益債権の総額を弁済するのに足</p> |

りないことが明らかになった場合における共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権及び留保所有権の効力を妨げない。

2
4 (略)

りないことが明らかになった場合における共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

2
4 (同上)

○ 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第 号）（第三十
 一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（指定確認調査機関の確認）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 貸付債権等一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該貸付債権等が担保権（特別の先取特権、質権、抵当権、商法（明治三十二年法律第四十八号）若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による留置権、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。第八条及び第八条の三第一項において同じ。）若しくは留保所有権（同法第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。第八条及び第八条の三第一項において同じ。））、企業担保権又は企業価値担保権をいう。以下同じ。）によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及び</p> | <p>（指定確認調査機関の確認）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 貸付債権等一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 当該貸付債権等が担保権（特別の先取特権、質権、抵当権、商法（明治三十二年法律第四十八号）若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による留置権、企業担保権又は企業価値担保権をいう。以下同じ。）によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産</p> |

その目的である財産

三 (略)

4～7 (略)

(確認の取消し)

第五条 (略)

2 (略)

3 指定確認調査機関は、第七条第一項、第八条第一項又は第八条の三第一項の申立てがされた後に第一項の規定による取消しをしたときは、当該申立てに係る事件が係属する裁判所に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合又は当該申立てに係る中止の命令若しくは取消しの命令が取り消された場合には、この限りでない。

(強制執行等の中止命令等)

第七条 (略)

2～4 (略)

5 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものを

三 (同上)

4～7 (同上)

(確認の取消し)

第五条 (同上)

2 (同上)

3 指定確認調査機関は、第七条第一項又は第八条第一項の申立てがされた後に第一項の規定による取消しをしたときは、当該申立てに係る事件が係属する裁判所に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合又は当該申立てに係る中止の命令が取り消された場合には、この限りでない。

(強制執行等の中止命令等)

第七条 (同上)

2～4 (同上)

5 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものを

いう。次条第七項及び第八条の三第六項において同じ。）を当事者に送達しなければならない。

6・7 (略)

(担保権の執行手続の中止命令)

第八条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。以下この項において同じ。）を有する者（以下この条において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の執行手続の中止（債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。）の執行の禁止を含む。）を命ずることができる。

2| 前項の規定による中止の命令（企業担保権の執行手続に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

3| 裁判所は、第一項の規定による中止の命令（債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の執行手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければなら

いう。次条第五項において同じ。）を当事者に送達しなければならない。

6・7 (同上)

(担保権の執行手続の中止命令)

第八条 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。以下この項において同じ。）を有する者（次項及び第四項において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の執行手続の中止を命ずることができる。

(新設)

2| 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。

ない。

4| 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止の命令を発した場合に、速やかに、質権者、譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第四号に規定する譲渡担保権者をいう。以下同じ。）又は留保売主等（同条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下この項及び第八条の三において同じ。）の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

5| 7| (略)

8| 前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判について準用する。

9| 債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権、譲渡担保権又は留保所有権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日まで、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日まで、の間は、時効は、完成しない。

第八条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に

(新設)

3| 5| (同上)

6| 前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第三項の規定による決定及び第四項の即時抗告についての裁判について準用する。

(新設)

(新設)

関する法律第二条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。
第三項において同じ。）の実行手続の中止を命じた場合には、
第三債務者は、この章に定める手続の關係においては、質権者
又は債権譲渡担保権者（同条第十四号に規定する債権譲渡担保
権者をいう。第三項において同じ。）に対してした弁済その他
の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。た
だし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたこと
を知っていたときに限る。

2| 前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に
限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供
託して、その債務を免れることができる。

3| 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的と
する質権又は債権譲渡担保権を有していた質権者又は債権譲渡
担保権者は、供託金につき質権者又は譲渡担保権者と同一の権
利を有する。

（担保権の実行手続の取消命令）

第八条の三 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合におい
て、対象債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者又は留保
売主等に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、確認事業者
の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、確認事
業者の申立てにより、担保を立てさせて、対象債権者の対象債

（新設）

権を被担保債権とする譲渡担保権又は留保所有権について、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十六条第一項（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、動産特定範囲（同法第四十条（同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する動産特定範囲をいう。次項において同じ。）に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は同法第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。

2| 前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十条第一項（同法第九十三条及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知、同法第六十一条第一項（同法第九十三条及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する処分清算譲渡、同法第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者（同法第四十二条第一項に規定する集合動産譲渡担保権設定者をいう。）若しくは集合動産留保買主等（同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第四十二条第一項に規定する集合動産留保買主等をいう。）による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3| 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を発した場合に
は、速やかに、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴かなか

ればならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

4| 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5| 第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者又は留保売主等に限り、即時抗告をすることができる。

6| 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

7| 非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。

8| 第七条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による取消しの命令、第四項の規定による決定及び第五項の即時抗告についての裁判について準用する。

(対象債権者集会決議関連事件の管轄)

第三十条 第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第八条の三第一項又は第二十六条第一項の申立ては、確認事業者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の団体である場合には日本国内に

(対象債権者集会決議関連事件の管轄)

第三十条 第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項又は第二十六条第一項の申立ては、確認事業者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の団体である場合には日本国内に営業所、事務所又は

営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

2 (略)

(閲覧等の特則)

第三十八条 前三条の規定にかかわらず、対象債権者は、第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による中止の命令又は第八条の三第一項の規定による取消しの命令の申立てについての裁判があるまでの間は、当該申立てに係る事件について前三条の規定による請求をすることができない。

附則

(対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続の電子化等に
伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間は、第二十六条第二項、第二十七条第四項、第三十六条、第三十七条、第三十九条第六項、第四十条、第四十一条及び第四十三条第二項は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

財産を有するときに限り、することができる。

2 (同上)

(閲覧等の特則)

第三十八条 前三条の規定にかかわらず、対象債権者は、第七条第一項又は第八条第一項の規定による中止の命令の申立てについての裁判があるまでの間は、当該申立てに係る事件について前三条の規定による請求をすることができない。

附則

(対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続の電子化等に
伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間は、第二十六条第二項、第二十七条第四項、第三十六条、第三十七条、第三十九条第六項、第四十条、第四十一条及び第四十三条第二項は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | | | |
|--|-----|--|--------------|-----|------------|
| <p>第七條第五項</p> <p>電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七條第一項に規定する電子裁判書であつて、同條第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次條第七項及び第八條の三第六項において同じ。）</p> | (略) | <p>第八條第七項及び第八條の三第六項</p> | <p>電子裁判書</p> | (略) | <p>裁判書</p> |
| | | (略) | | | |
| | | <p>（電子裁判書の送達に関する経過措置）</p> <p>第六條 第七條第五項、第八條第七項及び第八條の三第六項の規定は、整備法施行日以後に開始される対象債権者集会決議関連事件（以下「整備法施行後対象債権者集会決議関連事件」という。）における第七條第五項に規定する電子裁判書の送達について適用し、整備法施行日前に開始された対象債権者集会決議関連事件（次條及び附則第八條において「整備法施行前対象債</p> | | | |

| | | | | | |
|--|------|--|--------------|------|------------|
| <p>第七條第五項</p> <p>電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七條第一項に規定する電子裁判書であつて、同條第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次條第五項において同じ。）</p> | (同上) | <p>第八條第五項</p> | <p>電子裁判書</p> | (同上) | <p>裁判書</p> |
| | | (同上) | | | |
| | | <p>（電子裁判書の送達に関する経過措置）</p> <p>第六條 第七條第五項及び第八條第五項の規定は、整備法施行日以後に開始される対象債権者集会決議関連事件（以下「整備法施行後対象債権者集会決議関連事件」という。）における第七條第五項に規定する電子裁判書の送達について適用し、整備法施行日前に開始された対象債権者集会決議関連事件（次條及び附則第八條において「整備法施行前対象債権者集会決議関連事</p> | | | |

権者集会決議関連事件」という。）における裁判書の送達について、なお従前の例による。

件」という。）における裁判書の送達については、なお従前の例による。